

株式会社ヒロハマ 一般事業主行動計画（次世代）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間：令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間

2 内 容

目標1 男性の育児休業取得率を令和5年4月1日以降：30%以上とする

〔目標を達成するための方策と実施時期〕

- 令和5年4月～ 社長よりトップダウンでの呼びかけ周知
- 令和5年度～ 対象となる男性社員に制度の説明・情報提供

目標2 出産した女性社員及び出産予定だったが退職した女性社員のうち、子の1歳時点の在職者割合を令和5年4月1日以降：90%以上とする

〔目標を達成するための方策と実施時期〕

- 令和5年4月～ 女性社員に向けた取り組みの検討
- 令和5年度～ 若手女性社員を対象としたキャリアアップ研修等の計画

目標3 子の看護休暇とは別に『育児目的休暇』を新設する

〔目標を達成するための方策と実施時期〕

- 令和5年4月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 令和6年4月～ 就業規則に規定する具体案の作成
- 令和7年4月～ 制度導入・社内報や昼礼等で「子の育児目的休暇」の周知